

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価、及び、
課題解決に資する研究
分担研究報告書

自治体が独自に受動喫煙対策の規制を強化した「上乗せ条例」の施行状況とその評価の収集

研究分担者 姜 英 産業医科大学 産業生態科学研究所 講師
研究協力者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 所長

研究要旨

本研究は、「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）に上乗せする形で自治体が独自に制定した受動喫煙対策の「上乗せ条例」の施行状況とその評価を目的とした。改正健康増進法が全面施行された2020年4月以降に独自に受動喫煙防止条例を制定した17自治体を対象とし、条例の名称、概要、特徴、罰則の有無、加熱式タバコに関する規制などの情報を収集し、分類・評価を行った。「上乗せ条例」は、主に子どもや妊産婦の保護、路上や飲食店での規制強化などの内容で制定されていたことがわかった。今後、各自治体の条例の効果を定期的に評価し、成功例や課題を共有することで、全国的な受動喫煙対策の強化に繋げることが期待される。

A. 研究目的

2018年7月25日に「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）が公布され、2020年4月1日に全面施行された。この改正により受動喫煙対策が大幅に強化されたが、「特定屋外喫煙場所」や「喫煙専用室」の設置を容認するなど、受動喫煙防止対策には課題が残っている。2018年6月に成立した「東京都受動喫煙防止条例」は、特に健康影響を受けやすい20歳未満の者や、受動喫煙の防止を要求しにくい立場にある従業員を受動喫煙から守る観点から、改正健康増進法に上乗せする形で独自のルールを定めた。同様に「上乗せ条例」を制定する自治体が増えており、それぞれが独自の対策を講じている。

本研究の目的は、自治体が独自に受動喫煙対

策の規制を強化した「上乗せ条例」の情報を収集し、共有することである。

B. 研究方法

2020年4月以後に改正健康増進法に関連する「上乗せ条例」を制定した自治体の条例の名称、概要、特徴、罰則の有無、加熱式タバコに関する規制などの情報をインターネットで収集した。これらの情報を基に一覧表を作成し、条例に上乗せされた内容で分類した。

（倫理面への配慮）

本研究は、人を対象とする研究ではないため、該当しない。

C. 研究結果

2020年4月以後に受動喫煙防止条例を実施した17自治体の名称、概要、特徴、罰則の有無、加熱式タバコに関する規制を表1にまとめた。

各自治体で上乗せした内容を以下のように分類した。

- 子ども、妊産婦を特化した上乗せ
清瀬市（東京都）、袋井市（静岡県）、
広陵町（奈良県）*
- 子ども、妊産婦を特化した努力義務
北海道、青森県、福島県、
山形市（山形県）、名古屋市（愛知県）、
寝屋川市（大阪府）
- 路上を特化した上乗せ
福島市（福島県）*、市原市（千葉県）*、
清瀬市（東京都）、寝屋川市（大阪府）*、
豊中市（大阪府）*
- 路上を特化した努力義務
三鷹市（東京都）
- 飲食店を特化した上乗せ
埼玉県*
- 飲食店を特化した努力義務
北海道、大阪府*、岡山県
- その他の法規制上乗せ
北海道、大阪府、東広島市（広島県）

*罰則ある自治体

D. 考察

各自治体が施行した上乗せ条例は、特に子ども

や妊産婦を保護する内容や、路上や飲食店に特化した規制が多いことがわかった。しかし、多くの条例では加熱式タバコに関する規制や罰則がなく、努力義務としているものが多いことも明らかになった。

条例の効果を最大限に発揮するためには、施行状況を定期的に評価し、必要に応じて改正を行うことが重要である。また、他の自治体と成功例や課題を共有することが、全国的な受動喫煙対策の向上に繋がることになると考えられる。

E. 結論

自治体が独自に制定した「上乗せ条例」により、子どもや妊産婦への配慮、路上喫煙対策、飲食店での規制など、受動喫煙対策が強化されていることが明らかになった。今後も条例の施行状況を定期的評価し、各自治体の成功例や課題を共有することで、全国的な受動喫煙対策の強化が期待される。

F. 研究発表

1. 論文発表（本研究に関連するもの）
なし
2. 学会発表
なし
3. その他
なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

本研究で知的財産権に該当するものはなかった。

表 1. 各自治体の受動喫煙防止条例（2020年4月以後）

自治体	条例の名称	施行時期	罰則	特徴	概要	加熱式タバコに関する規定
北海道	北海道受動喫煙防止条例	2020年4月1日		努力義務を上乗せ	・保育所～高校は特定屋外喫煙場所を設けない義務 ・20歳未満・妊婦がいる場所で喫煙をしない努力義務 ・従業員等（雇用関係にない親族や派遣職員等を含む）に対する受動喫煙防止対策に努める	
岡山県	岡山県受動喫煙防止条例	2020年4月1日		飲食店特化努力義務	・従業員を使用する飲食店は屋内の全部を喫煙可能室としない努力義務 ・敷地内全面禁煙実施施設認定制度	
市原市 (千葉県)	市原市受動喫煙の防止に関する条例	2020年4月1日	あり	路上特化上乗せ	路上等重点区域（駅周辺）禁煙 自動車の内部で喫煙している者を除く違反者には2万以下の過料	加熱式タバコも規制の対象
名古屋市 (愛知県)	名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例	2020年4月1日		子ども特化努力義務	18歳未満対象 住居・車内・屋外を明示 禁煙治療の普及	
福島市 (福島県)	福島市受動喫煙防止条例	2020年7月1日	あり	路上特化上乗せ	・市が設置又は管理する公共施設（公用車を含む）は原則敷地内禁煙 ・区域内は路上禁止法（2020年10月1日から） ・命令に違反した者に2,000円の過料（2021年3月1日から）	
寝屋川市 (大阪府)	寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例	2020年10月1日	あり	子ども特化努力義務 路上特化上乗せ	・18歳未満対象 ・家庭・車内・路上（学校外周・通学路・公園）を明示 ・市内鉄道4駅周辺は路上喫煙禁止区域 違反者には1,000円の過料	加熱式タバコも規制の対象
山形市 (山形県)	山形市子どもの受動喫煙防止条例	2021年3月1日		子ども特化努力義務	子供が周囲にいる場所（家庭内、同乗している車内、公園、児童遊園など）、学校や保育所等、小児科等の病院又は診療所、その他これらに準ずるものの周辺路上で喫煙をしないように努める	
福島県	ふくしま受動喫煙防止条例	2021年4月1日		子ども特化努力義務	・子どもや妊婦等がいる場所（家庭、自動車の車内、路上等、公園、児童遊園）で喫煙しないように努める。 ・第二種施設の飲食店等で、喫煙所を設けていない場合、屋内が禁煙であることを表示するよう努める。	
埼玉県	埼玉県受動喫煙防止条例	2021年4月1日	あり	飲食店特化上乗せ	従業員を雇用する飲食店は、全従業員の書面承諾を得た場合でなければ、喫煙可能室の設置は不可 5万円以下の過料	
三鷹市 (東京都)	三鷹市受動喫煙防止条例	2021年4月1日		路上特化努力義務	・路上や公園などを含む屋外での受動喫煙防止 ・小・中学校、高校の通学路、「喫煙マナーアップ区域」での受動喫煙防止	
清瀬市 (東京都)	清瀬市受動喫煙防止条例	2021年4月1日		子ども、路上特化上乗せ	・市内の公私立保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの敷地に隣接する路上での喫煙を禁止 ・市役所庁舎、学校、児童福祉施設、公園や広場、その他市の公共施設の敷地内は禁煙	加熱式タバコも規制の対象
豊中市 (大阪府)	豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例（豊中市スマイルクリーン条例）	2021年4月1日	あり	路上特化上乗せ	・公園、屋外競技場は禁煙 ・市内鉄道8駅周辺を新たに「路上喫煙禁止区域」に指定。 喫煙の中止命令を従わなかった場合、2万円以下の過料	
袋井市 (静岡県)	袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例	2021年7月1日		法規制上乗せ 子ども特化上乗せ	・18歳以下の子どもが主に利用する施設は敷地内完全禁煙、敷地外隣接道路喫煙不可（努力義務） ・第一種施設、多数の者が利用する第二種施設について、市所管施設は敷地内完全禁煙（特定屋外喫煙場所は設置不可）市所管外施設は努力義務	加熱式タバコも規制の対象
広陵町 (奈良県)	広陵町たまらん煙（受動喫煙）から健康を守る思いやり条例	2021年10月1日	あり	子ども特化上乗せ	・町役場、さわやかホール、学校、診療所、児童福祉施設等敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所は設置不可） ・小中学校の敷地に隣接する路上が路上喫煙禁止区域に指定 喫煙の中止命令を従わなかった場合、1,000円の過料	
東広島市 (広島県)	東広島市受動喫煙の防止に関する条例	2022年4月1日		法規制上乗せ	・受動喫煙防止区域（公園、広場など）での喫煙禁止（2022年5月31日から） ・禁煙外来治療費助成制度	
大阪府	大阪府受動喫煙防止条例	2022年4月1日	あり	法規制上乗せ	・従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙（努力義務） ・客席面積が30㎡を超える飲食店は原則屋内禁煙（2025年4月1日から）	
青森県	青森県受動喫煙防止条例	2023年3月24日		子ども、妊産婦特化努力義務	未成年者や妊産婦が利用する施行は特定屋外喫煙場所を定めないよう努める	